

2011/09/05

## 「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日時：平成23年 9月 5日（月） 19：30～21：40

場所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、伊藤主幹、  
平井副主幹、秦副主幹、川端技師

※コンサル3名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計20人（北尾団地：欠席）

（傍聴者） 1名

（市会議員） 太田議員、片岡議員、北川議員、下田議員、高野議員

（マスコミ） 2社

（出席者数 43名）

司会（滋賀県）：皆さんこんばんは。それでは、定刻となりましたので、ただ今からRD事案に関する周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。話し合いの始めにあたりまして、琵琶湖環境部管理監の藤本からご挨拶申し上げます。

管理監（滋賀県）：皆さん、こんばんは。集まっていただきましてありがとうございます。本日は去る8月23日の日にいろいろと説明をさせていただきますと、各委員の方から助言等いただきました。その点につきまして、今度は県と皆さま方との話し合いという形でいろんな疑問点なり、県に対する意見というものを寄せいただいて、県の方から回答もさせていただきますながら、よりよい方法を探っていきたいというふうに考えております。

場所、本日も、前回と同じ場所でございますが、ここちょっと時間の制限が大変厳しいということをお聞きしておりますので、また後から司会の方からも申し上げますが、そういう意味で出来るだけ有意義にスムーズに運ばせていただきたいというふうに考えておりますので、ご協力のほどをよろしく願いいたします。それでは、冒頭にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

司会：ありがとうございました。初めにお断りさせていただきますが、本日は県、市とRD問題にかかわる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆さま方からのご発言は受けないこととして進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。なお、本日の話し合いですけれども、会場の使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますので、よろしく願いします。

それでは、本日お配りしました資料の方ちょっと確認させていただきますと思います。8月23日に配布しました説明資料と参考資料以外に本日4種類お配りしてござい

す。A4の1枚ものの次第、A3、1枚ものカラー刷りなんですけども、1次対策における有害物掘削除去工事に伴う環境対策についてというもの。次、カラー印刷で5枚刷りになってますけども、参考資料1の適正な浸透水・地下水の採水方法について、という資料。それからもう一つですね、A3のこれは白黒なんですけども、委員会での質問に対する各委員の意見、この4種類ございます。過不足ございませんでしょうか？よろしいでしょうか？

あとですね、前回の8月23日の委員会の際に、委員の先生から一部資料の内容について、ご指摘がありました部分につきましては、本日の自治会の皆様との話し合いを踏まえまして、次回委員会の資料作成する際に反映させていただきたいと思いますので、ご了承お願いいたします。それでは本日の話し合いの方に移りたいと思いますが、お配りしました次第に従いまして、順次進めさせていただきたいと思います。説明のほうをすみませんが、よろしく申し上げます。

参事（滋賀県）：はい、それでは説明させていただきます。本日はですね、8月23日の委員会に説明の方させていただきました掘削除去を対象とする有害物についてというのについて、了解いただければなということが1つと、それから来年度工事を考えております1次対策の内容についても了解いただければな。この2点について、了解いただければなということで説明の方させていただきます。まず1次対策以外の部分について分析結果とか、その辺について説明をさせていただき、それから、この前の委員会で最後時間切れになりましたが、採水方法についてのご質問に対する、委員さんからのご意見を頂いてますので、これについて説明をさせていただくと。それと掘削除去対象有害物についても含めてですね、その辺を説明させていただいて、意見交換させていただくと。その後に1次対策の内容についてももう一回簡単に説明させていただいて、意見交換させていただくということで、ちょっとそこで切りまして、話し合いの方進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、この前8月23日の時の資料1というこれで分析結果等についてももう一回簡単に説明をさせていただきます。まず2-21ページをご覧くださいんですけども、ここに表2.4.4(1)、(2)というのがございまして、左側の表が廃棄物土の分析の結果、右側の表が浸透水・地下水の分析の結果の一覧でございます。まず左側の廃棄物土の分析の結果でございますが、VOCsと書いております揮発性の有機化合物類でございますが、これについて、この赤字で書いておりますところが、埋立判定基準、いわゆる特管物基準を超えてるところでございまして、一番高い濃度で出てますのが、テトラクロロエチレンで、環境基準と比較しますと、最大で390倍ということでございます。その他トリクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレンが特管基準を超えてる。で、ベンゼンについても環境基準最大9.2倍ということでございます。超えてる場所は、ク-5ということでございまして、右側の2-22ページから絵がございまして、これのク-5って書いて、赤い字でたくさん物質名が書いてあるところでございますが、旧の焼却炉の近くでございます。この1点につきまして、1か所からVOC類については環境基準を超えるような、あるいは特管基準を超えるようなものが見つかったということでございます。それ以外、その下いきまして、重金属等でございますが、環境基準を超えて出てきました物

質としましては、ひ素、ふっ素、ほう素で、参考で書いておりますが、塩化ビニルモノマーというようなものでございます。ひ素につきましては、環境基準の 1.2 倍～7.1 倍、7.1 倍出てますが、カ-6 というところでございます。このカ-6 を除きましては、環境基準の 1.2 倍から 2.5 倍ぐらいの超過の倍率でございます。ふっ素につきましては、環境基準の 1.01 倍～2.8 倍で出ている。ほう素につきましては、同様に 1.1 倍～1.9 倍ぐらいと。総水銀・鉛については、基準値以下であったと。塩化ビニルモノマーは参考と言うことで、地下水の環境基準値と書かれておりますけども、それと比べますと、4.2 倍～37 倍の間と。1.4-ジオキサンにつきましては、参考としております地下水環境基準値以下の値でございました。

後、ダイオキシン類につきましては、1.2 倍と 1.3 倍。1 か所は、過去にやったデータでございますが、西市道側の平坦部でございますが、それと、ク-3 で 1.2 倍あるいは 1.3 倍の環境基準に対する倍率であったということでございます。次に右側の表で、浸透水、地下水でございますが、この表のさらに左側の方が浸透水、右側が地下水でございますが、浸透水の方で環境基準でみますと、まず VOC はいずれも基準値以下であったと。重金属の方が、ひ素で 1.2～7.7 倍、ふっ素は基準値以下、ほう素が 1.5～2.5 倍、総水銀が基準値以下、鉛が 1.5 倍、塩化ビニルモノマーが 2.95 倍、1.4-ジオキサンが 2.6 倍ぐらいであったということでございます。その右の欄の地下水でございますが、これにつきましては、VOC 類につきましては、1.2-ジクロロエチレンで環境基準の 1.05 倍のところがあったと、重金属類につきましてはひ素で 1.3～3.4、ふっ素につきましては基準値以下、ほう素は 1.2～1.6 倍、総水銀が 1.2 倍、鉛は基準値以下、塩化ビニルモノマーが 1.1～2.4 倍、1.4-ジオキサン 1.06 倍～1.7 倍ぐらいということでございます。こうやって全体を見ますと、廃棄物土の VOC 類が非常に高い倍率で、後は基準値以下、あるいは 1 点何倍と、最大で 7 点何倍というふうなぐらい。後 1 か所、塩化ビニルモノマーにつきましては参考としております基準に対して、環境基準の 37 倍というふうなものがあったというふうな結果でございます。これが廃棄物、あるいは水の分析の結果でございます。

次に含有量の分析結果、2-11 ページ、ちょっと戻っていただきますけども、2-11 ページでございますが、これが全含有量試験をやったということで、底質調査法に基づいて、分析をして、何と比べようかということでございますが、土壌の指定基準値と比較した場合にどうかということで、比べましたところ、その指定基準値を超えております物質としましては、鉛だけが超えたということでございます。このちょっと緑っぽい色でつけてるやつでございますが、150 という基準値を超えたと、最大で超えたのが、表の一番最後のコ-6 でございますが、910 でございました。超えた場所については、その隣の 12 ページに過去のデータも含めまして書いてます。全含有については左上のところ、右側の方は、いわゆる含有量試験で過去にやったやつで、150 を超えたところ、それから下はダイオキシン類で、超えたところ 2 か所でございますが、超えたところ、2 か所について、これは土壌環境基準を超えたということでございます。この辺が含有量試験の結果でございます。次に pH 依存性試験ということで、次にめくっていただいて、2-13、2-14 でございますけども、酸性とかアルカリ性にした場合にどうかということでやった場合の結果でございます。そのグラフを 2-14 ページの方に、重金属類、6 物質についての結果を載せております。

ここで埋立判定基準、書かれてますのは特管基準ですね、超えておりますのは、鉛。

左下のグラフでございますが、ここで 2 か所、この埋立判定基準値と書いておりますところを超過しております。それ以外には埋立判定基準値、あるいはそれに相当するよなのを超えてるのは、ないかなということでございます。

それから、超え方というか、どこで高く出てるかというところで見ますと、酸性の方で大きく溶出してるのが多うございますけども、ひ素につきましてはアルカリ性の方でより溶出するような傾向が見られるということでございます。これが pH の依存性試験の結果でございます。これが分析の結果のざっとした概要でございます。

ちょっとはしって申し訳ないですが、委員会の方でドラム缶の内容物について、委員さんの方から説明ありましたので、もう一回説明させていただきますが、3-2 ページでございますけども、ドラム缶の中から VOC とかが出なかったのかというご質問がございました。これについては、委員会の中でも説明させていただきましたが、3-2 ページの上の表ですね、表 3.2.1 でございますけども、これの追加地点②ケ-4 っていうやつでございます。ここで 2m 付近と 3m 付近と言うことで、分析結果が載っております。見ますと、ベンゼンが 0.009 と 0.004、ふっ素が 3m 付近のところで、0.30、ほう素も同じく 3m 付近のところで 0.05 というような値になっておりまして、いずれも環境基準は超えてなかったということでございます。環境基準を超えて VOC とか出ておりましたこの表で見ますと、上の方の調査地点②というところでございますが、ボーリング調査でいきますと、先ほど大きく超えたと言いました、ク-5 という場所が相当するわけですが、ここで超えてたということで、ちょっと VOC が超えてたいうのと、超えてたところもありましたが、それと別のところで、ドラム缶の方は確認しておりまして、その内容を調べたところ、環境基準を超えるものはなかったというような結果でございました。ちょっとまた改めて申し上げます。

以上が分析の結果でございまして、次、有害物除去対象とする有害物ということでございますが、これにつきましては、4-2 ページと、4-2 ページ、4-3 ページあたりで、書かせていただいております。4-3 ページの方を見ていただきますと、これの左側の方の上の方に従来案、下に見直し案ということで書かせていただいております。上の方が従来案ということで、掘削除去対象とする有害物として、下の方にちょっと書いてますが、①としまして、土壤環境基準を超過するもので、まとまって存在するもの、まとまってというのは、10m×10m×3m のブロックを 2 つ以上隣り合う、あるいは重なり合うような形であった場合をまとまってというふうに定義しまして、そのような場合に掘削除去の対象としましょうということが 1 つ、それから 2 番目としまして、土壤環境基準を大幅に超過するもの、大幅はどれくらいかというような案はございますが、大幅に超過するものというような 2 つの場合に掘削除去の対象とするということとしておりました。それを絵にしますと上のような絵になるということで、これ下にピンク色に塗ってると、塗ってないのとあります。青い三角は、この下が水があるという意味で、浸透水がありますよ、ということで、ピンク色に塗ってるのは、その水が地下水の環境基準を超えてる、汚れてるということですが、そういう地下水があるなしとか、汚れてる、汚れてない、というのに関係なく、掘削除去の対象というのが従来の案でございましたけども、この辺をもうちょっと考えまして、見直し案というのをお示しさせていただきます

たのが、下の絵でございます。これはまず、左側の方が、下がピンク色に塗ってあるやつが、地下水、浸透水が地下水の環境基準を超えてる、浸透水が汚れている、というような場合については、廃棄物土が土壤環境基準を超えるようなものについては、この水に浸かってる、あるいは浸かってないものに関わらず、あるいは、まとまってるとかまとまってないということはなしで、掘削除去の対象としましょうということでございます。それからこの右側の方で、この水が下の浸透水が地下水の環境基準以下であった場合、これにつきましては、まず、水に浸かってる部分については、そのこの廃棄物土が土壤環境基準を超えてた場合は、掘削除去の対象としましょうということでございます。

それから、水に浸かっていなかった場合については、まず、VOCの場合には、土壤環境、廃棄物土が土壤環境基準を超えてたら、掘削除去の対象とするということでございます。それ以外、重金属類につきましては、土壤環境基準の3倍以上やった場合に、水に浸かってなければ、掘削除去の対象としましょうということで、この黄色く塗ってあるやつが、土壤環境基準を超えて、かつ、土壤環境基準の3倍以下と、1倍～3倍の間の廃棄物土の場合に、VOCの場合は掘削除去の対象としますが、重金属類の場合は、この部分については、掘削除去の対象としないということで、ご提案させていただきました。

その根拠でございますけども、戻っていただいて、4-2 ページでございますが、これの右側の方に、【1】【2】【3】【4】とあります、この【3】のところに科学的根拠ということを書いておまして、土壤環境基準の中の別表の備考 2 というやつの中に、ここに丸して原文と書いておきます、こういうような文章がございます。カドミウム、鉛等に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき、0.01mg 以下ずっと数字が並んでおりますが、これらを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき、0.03mg 以下ずっと上の数字の3倍の数字が書いてありますが、とするというような文章がございます。これの解釈、下に書かせていただいておりますけども、地下水面より、ここでいう地下水面というのは、浸透水の水面という意味でございますが、それよりも、上位、水の水面よりも上にある第二種特定有害物、重金属類のことでございますが、それについては、地下水中、浸透水中の、汚染濃度が環境基準を超えていない場合には、土壤環境基準は3倍値を環境基準とするということでございます。すなわち、地下水が環境基準値以下の場合、地下水面より上位に存在する第二種特定有害物質については、通常の土壤環境基準の3倍以上超過していなければ、土壤への吸着を考慮し、地下水中に汚染の影響を与えないとみなせるというような解釈をさせていただいて、重金属類については、水に触れない、あるいは触れにくいような浸かっていないような状態であれば、3倍値を超過していない場合は掘削除去の対象としないというような考えを示めさせていただきました。

以上が前回の委員会で、これまで初めて出させていただいた有害物、掘削除去の対象とする有害物の考え方を見直した案でございます。続けまして、委員会終わりましたから、後の質疑で質問いただきまして、ちょっと時間切れなっちゃいましたやつについて、委員さんからコメントをいただきましたので、その説明をさせていただきます。これは本日お配りしました参考資料の1、適正な浸透水・地下水の採水方法について、というやつと、後もう一枚、白黒、茶色っぽい紙で、委員会での質問に対する各委員の

意見、ということですが、まずその参考資料の1でございますけども、この1ページ目で左の方にずっと手順が書いております。これまで説明させていただいている4倍量くらい汲み上げて、それから安定したら採りますよ、ということでございます。それを模式的に書かせていただいたのがこの1ページ目の右下の所に、pHあるいはEC（電気伝導率）が安定してきたらパージ完了、水が採れる状態になったということで、それから採水を開始するということでございます。

実際に、どうかというのが、後でございますが、その前に2ページのところで、今採水方法については、2ページの左側の方のダイオキシン類の採水の留意事項という、これに、を参考に、決めたということで、pHとか水温とか電気伝導率、パージしてSS等が安定したのをもって、採水するというようなことが書かれております。

後、このページの右側の方に図2ということで絵が描かれております。これはあのご質問の中で、長いこと水をあげてると、遠くの水を引っ張ってるのと違うか、というようなご意見がありましたんで、ちょっと仮に計算してみたものでございます。これ、井戸があって、半径1mの範囲で、深さが5mあると、そして、そこにある廃棄物の間隙率、隙間が、15%くらいやった場合、そこにどれくらいの水があるかというのをちょっと計算したやつでございますが、半径1mの範囲内ですと、2,355㍓、2mですと、9,420㍓、3mですと、21,195㍓、ということございまして、こちらの3ページの方に実際上げた水の量とか書かれておりますが、実際数百、最大でも、数百リッター程度でございますので、決して遠くの水を引っ張ってきているのではないですよ、というのを言いたいために、このような絵をお示しさせていただきました。それで、3ページのほうの表でございますけども、実際水を、一番上は今しゃべりましたようなことが、もうちょっと細かく、計算した表が書いてます。それから表の4ですね、これは、実際採水した時の水位データとパージ量、ということで、この特に赤で囲ってまところ、中に孔内水、中に溜まってる水の4倍量ですけど、それよりも、大きく超えてるところがこの赤いところで、最大で11.5倍っていうのがございますが、そういうところもあるということなんです。

後、実際汲み上げた量がその上の欄にございますが、今の11.5倍のところだと、60㍓くらい。上げた水の量でいきますと、最大のところが、右下の方にございますけども、500㍓とか300㍓とかいうのがございます。これくらいの水量であっても、そんなに遠くの水は、採ってきてませんよ、ということが、ちょっと説明させていただきたいための資料でございます。で、めくっていただいて、4ページ以降は実際に採水した時のパージとかをした時のpH、EC、水温、透視度、のグラフでございます。この前の委員会で問題になっておりましたご意見いただいたやつでは、5ページの真ん中のグラフでございますが、オ-1(2)というやつでございます。これはちょっと言葉で書いておりますけども、最初やってみましたが大変うまくいかない、で、水中ポンプを1m下に置きなおしたと、で、ずっとやってたんですけども、バッテリーの能力がちょっと足りないということで途中でちょっとバッテリーを変えたというようなことをしてたということで、そういうようなこともあって、一番下の透視度見ますと、ガタガタとしておりますけども、これですと110㍓ほど揚水したところで、パージ終了としまして、それから採水をしたというようなグラフでございます。後を見ていただきますと、いろんなやつがありますけど、

最初はやっぱり安定しないような状況でございますが、だんだん安定してきて、そこで採水を開始しているということでさせていただいております。後、ずっとそういう・・・一応まあ、実際やったデータがこういう形やったということでございます。これらを委員さんの方にもお示ししまして、ご意見を伺ったのが、1枚ものの、もう一個のやつでございます。

委員会での質問に対する各委員の意見、ということでございます。質問①と②ということで、①の方は、こんなに多く汲み上げる必要があるのかということ、質問②としましては、汲み上げる量は4倍なら4倍できちっと止めて採水すべきではないのか、というようなご意見であったというところでございますが、その次に「県の考え方」ということを書かせていただいておりますが、上の方に、そんなに多く採る必要については、先ほど説明させていただきましたが、決してそんなに多くの水を引っ張るほど多くはあげてませんよと、いうこと。それから下の質問②につきましては、水温とかpHとか電気伝導率なんかが安定したということを出るだけ確認して採水するというような考え方に基いてやってるということで、何倍というところで、機械的に決めるというようなことではやらずに、実際、より正しいと言ったらあれですが、そこの本来の浸透水に近い水を採りたいということで、採水させていただいたというような考えやというようなことでございます。それぞれに対しまして、5人の先生から回答頂いております。

まず大嶺委員でございますが、質問①に対しましては、一番上で、現地の採水に立ち会っていないので、十分状況を把握出来てませんが、ということですが、質問①に対しまして、場外の地下水をくみ上げてるという状況は考えにくいと思います。ということでございます。②としましては、質問②に対しましては、どの程度の水を揚水するかは県と住民さんとで、相違が見られるのではないかと。どういう状態の水を知りたいのかによるということでございます。でまあ、一番下の点のところ、いずれにしても、地下水地盤のばらつきは大きいと考えられるので、地下水の変動など時期的なものにも大きく左右される値ではないかと思っております。ということでございます。

次に、小野委員でございますけども、井戸は大気とつながっていることが多いので、酸化、大気によって酸化されて性質が異なる水となる場合が多いと。そういう変化してない水を採るためには、通常より多めに採水して、初期の水を捨てた後の水を採水することがある、と。その方が層内の水の状態を反映していることが多いと。4倍量、あるいはそれ以上の水を排出してから採水することがある。ということで、後、通常の井戸ではなく、廃棄物等の井戸は、廃棄物は普通の地下、地質層とは異なって、粒子の安定性が悪くて移動しやすいので、水が濁ることも多い、ということで、ボーリング時の廃棄物の状態をチェックしたり、採水した水をろ過して粒子状物質のみを分析して、その組成を明らかにしておくことが必要ですと、というようなご意見でございました。

次に梶山委員の方は、影響の範囲については、県の意見は間違っていない。ということで、カッコ書きで、影響の範囲外であっても、その範囲外の水が移動しないという意味ではないということですが、というカッコ書きがございまして、(2)としまして、採水方法が適切かどうかは、別個に考慮する必要があると。適切でないで一時的に攪乱を起こすということで、(4)で、採水中の水位をほぼ一定に保つよう採水する必要があるということで、あと最後のところで、それらについて、どう配慮されたかは明確ではない

と、それで定常状態にならない、4倍採水して定常状態にならないとすると、採水速度が速すぎたかもしれない。この点は、現場に立ち会っていないので、確たることは申し上げられません、というようなコメントでございました。

次に大東委員の方は、井戸の孔壁洗浄を十分に行って、孔内に留まっているよごれを取り除かなければならない。4倍程度の水をくみ上げるのが目安とされていますが、汚れの状況によっては、より多くの汲み上げをして洗浄する必要があるということで、採水結果を見ると、今回の採水方法で問題はないと考えます。後、ページによるくみ上げ量は、井戸のごく近傍の浸透水の量に相当するので、採水時には、井戸周辺の浸透水が、井戸まで浸透してきていると考えられますというようなコメントでございました。

最後に樋口委員でございしますが、一番目の質問に対しましては、この土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインの留意点とかを見ても、県が実施したページ量は妥当。場内の水をくみ上げてる可能性はないと考えられるというようなご意見でございします。で、2番目の透視度の変動等があるが適切な採り方なのかということですが、これも適切であると判断できると。先ほど説明しましたオ-1につきましても、バッテリーの交換によるページ作業の中断の影響によって、データが変動したと考えられる。今後の採水作業にあたっては、採水機器の取り扱いには十分に注意して中断等のないようにする必要があるというようなご指摘をいただいております。

以上がちょっと走りまわりましたが、分析結果、それから掘削除去の対象とする有害物の考え方、そしてこの前の委員会でご質問いただきました採水のやり方というか、量なんかこれでいいのかというようなことに対する各委員からのご意見というのを説明させていただきました。これらにつきまして、皆さまのご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会：ご質問、ご意見、ございませんでしょうか？

住民：ちょっと、順番が違いますけど、一番最後の問題ですけど、あまり深く追求するつもりは今日はちょっとないんですけども、先ほどの安定してからというのを何度も言われますけども、エ-5、アイウエオのエ-5なんかを見ますとね、電気伝導度が2070になったのが、300採った時点でもう既に2070になってて、この後もずっと安定してるわけですよ。2070、2060とか2080とか、安定してますね。それと透視度はずっともう50ですわ。完全にもう底が見える状態ですよ。色だってずっと変わらないですよ。それをなぜそこまで揚げる必要があったのかということ、こういうことやるから、僕らは疑いをもつわけですよ、ね？違います？オのここは確かにポンプであれしてますよ。せやけど、それを強調されても困るわけで、僕らそのオだけにこだわっている訳じゃないんですよ。引っかかるところがたくさんあるから、こだわっている訳ですよ。

で、こういうことはね、どうして僕らの問題にするかと言うとね、やはり、平成19年度にやってる調査見てますとね、この同じ地点で、有害物質がたくさん出てるわけです。鉛にしたって、水銀にしたって、砒素にしたって、カドミにしたってね。PCBにしたって、みんな出てるわけですよ。それなのに、今回の調査では、結果出てこないですよ。ね？何でこんなに違うの？同じ場所で。ね？こういうやり方をしてるからじゃないのか

って疑いますよね？そもそもね、今回の調査、有害物を見つけに行く調査なんでしょう？それなのにどうしてこういうやり方をするんですかね？わざわざ。そこが疑問なんですよ。違います？これ見てたら、何も変わらなでしょ？ずっと。300から後はずっと変わらないじゃないですか。ごめんなさい、皆さんのね、資料ないかもしれません。これあの●●さんから頂いた資料で、分析とその時の記録です。それなのに、やってるということなんですよ。こういうことやってるから疑いを持つとる訳ですよ。何でこんなことやるんかということですよ。

室長（滋賀県）：はい、今あの今日お配りさせていただきました参考資料1、適正な浸透水・地下水の採水方法・・・

住民：そちらはいいですから

室長：5 ページのところ

住民：そちらはいいです。いいです。そちらは私充分見させていただきましたんで。15%が正しいんかどうか知りませんが、15%が正しければ、おうてますから。あなたがたが\*\*\*

室長：いやいや、今の5ページ見ていただきますと、今の●●さん言うてましたエ-5 というやつ採水測定記録用紙っていうのがあって、これ見ていただきますと、pH、EC、水温、透視度がずっと変化していく状況が書いておりますのと、それぞれのところに三角とか丸とかしてるのは、それぞれ、これは結構水量が少ない井戸でございまして、100ごとに水を採って、それぞれのpH、EC、水温、透視度、見ていったという状況の変遷が、これ見ていただくとよくわかると思います。で、・・・

住民：これ、どこが違うんですか？pHも変わってないし、そしてこの電気伝導度もたいして変わってないしね、水温も変わらないですよ。

室長：4倍量のところから、まだまあ、なお、若干その透視度が上がっていったり、ECのでこぼこしたり、っていうところがありまして、これも100ごとにやりますので

住民：そのでこぼこがしれてるじゃないですか。207に対して、206だとか、208だとか。

室長：4倍容量のところでは、から、まだなお変わりつつあるので、それを100ごとに入れていったというところで、600、これまあ100、100なんか結構早い時間にとっと、とっとと変わっていく、採水できるような状況でございまして、容量の大きい井戸ですと、その分採るのに結構時間かかるんですけど、容量小さい井戸ですと、もう4倍からこの変化を測っている間に刻々と上がって行って、この間の量っていうのは、若干ばらつきがあるので、何回か測っていると、600のところまでページ終了というようなことになってる

かと。これ見ていただくと非常によくわかるのかなと思います。それで、横のオ-1あたりは、ちょっと先ほど樋口先生の、もっと注意してやりなさいっていうのが、最初でちょっとあれだったんですけど、バッテリーが上がってしまいましたので、バッテリーを切れてしまったので、上がった水がずっと下へ落ちてしまったので、パイプの水が下へ落ちた関係で、中の水をかき乱したので、どうしても落ちたりしてますので、そういうこともあって、4倍から、かなり量的には多く汲み上げてるといって、こういう状況がそれぞれの井戸で見ていただければなと思います。で、それぞれ、個別のいろんな状況があるものの、だいたい見ていただきますと、4倍の量揚げますと、安定してるのがわかっていたかな、ということでございます。

住民：いや4倍でね、4倍にするなって言ってないじゃないですか。それ以上何でするんですかって聞いてるんです。C-1だって、ものすごいずっと安定してるのにまたなんで揚げるん、延々と。たいして変わらないじゃないですか。そういうことしてるから、おかしいように見えるんです、僕ら。

室長：これについても、4ページですけど、C-1 見ていただいたらわかりますが、4ページの真ん中、C-1 でございますが、規則的には、4倍超えて安定してからページを終えて採水すると、こういうことでございますので、見ていただくとわかりますように、pH なり EC が若干うやむやしたところがございますので、それが安定するまで揚げたというところでございます。

住民：最後これ安定したんですか？8.7、9.1 なって 8.9 になった時に安定したわけですか？これについて。それはおかしいじゃないですか。そういう言い方。

室長：いや、これはね。

住民：それまでにずっと安定してますやないか。透明度にしたって、水温にしたって、安定してるやないですか。

室長：4倍容量を超えてから、安定したのをこう見ていくわけでございますので

住民：それがいつも、そうなるまでものすごく汲み上げてますやん。こういうことね、やること自体がおかしいって言うてるんです。

室長：たくさん汲み上げてどうこうするという事じゃなくて、●●さんも立会していただいたじゃないですか。

住民：いやいや、しましたよ。

室長：一生懸命4倍のところから採水しながら、それぞれ測りもって、安定したらこれで

やろかっていうことで、みんなで言いもってやったじゃないですか。

住民：いやいや、どうしてあんでだけまとめて透明になるまでやらないかんのかなって。

室長：いや、透明になるまでやったわけではございませんよ・・・

(同時にしゃべる)

室長：透明になるのを待ってるというもんじゃない、ということをおわかっていただくのを見ていただきますとですね、例えばですね、

住民：それは、一つは、一か所あるでしょ？No1 でしょ？

室長：No1 とかですね、透明になるのを待ってるわけじゃなくて、安定するのを待ってるということでございますので、それ、私ら、そういう何かぎょうさん汲み上げてきれいにしたるか、そんなこと思っやってるわけじゃない。それは一回して頂いたんで、充分納得していただいているかなと、私思ってますので。

住民：納得してないですね。その証拠にね、19 年度と今回の調査結果があまりにも違いすぎるのはどうしてですか？逆にお聞きしたい、これどうして違う、こんなに。

室長：それを、是正するために今回このやり方に、

住民：ということは、この公定法には問題があったと。これ、でたらめやということですか？

室長：これ梶山先生も言うておられるように、そんだけ SS が高いっていうのはおかしいって、こんな汲み方、どうやってやってるんやと、言う話もありましたので、皆さんと協議させてもろて、委員の先生方の意見を聞かせてもうて、こういうやり方でやろうということやったもんでございます。

住民：ちなみに、ここでものすごい有害出てますよね？鉛も 600 ミリだとか。

室長：これは、SS が、SS を溶かして測ってる、というのがあって、それアカンと、そんなやり方してたらあかんやろと、そんなもん通じへんと、ということでしたので、今のやり方に変えさせていただきます。

住民：例え SS であっても、その中にこんなもんがあるということじゃないですか。

室長：それは水を測ってるんじゃないと、そんなもんは SS を溶かして測ってるんやという

ことだったので、SS を測りたいという、いや、SS を測るんじゃないと、水を測るんやと、いうことで、今の方法に

住民:SS と水っていうのは、ダイオキシンを測る時でも全量ですよ。SS\*\*\*測るんです。これはもう・・・

室長:今そういうやり方でやる時にですね、それはもう十分議論してさせていただいたということで思っております。

住民:納得できません。こんなもん、あまりにも違いすぎて。本当の目的とずれてるんと違います?違います?本当の、あのね、有害物探しにいこうという、そういう姿勢やないんやというふうに思います。

住民:よろしいでしょうか?

住民:あの、すみません、関連質問させてもらってもいいですか?すみません、同じ関連質問なんですけど、3ページの、ページの影響半径ってありますね?ずっと3ページの一覧表で、一番下、ページの影響半径。それは、汲み上げた結果、0.16m、0.32m とずっと0.30の数字が並んで、その範囲まで影響しますよ、ということですか?それ以上は影響しませんよって言う意味ですか?3ページ、同じ関連の質問です。ページの影響半径。

参事:影響半径と言いますか、これくらいの半径で、これくらいの深さやったら、この程度の水があると考えられますよ、という表でございます。

住民:半径、例えば、ほとんど1m以下ですね、0.・・・50cm以下ですね、0.13、0.3、0.12とかずっとあって、50cm、井戸の周りの50cmの範囲内ぐらいまでしか影響、汲み上げても影響しませんよ、ということですよ?

参事:均等に水が採ればそうやということです。ただ・・・

住民:2ページの図が今ありますけど、それも同じようなこと言うてる?

参事:はい、一緒のことです。はい。

住民:で、この井戸いうのは、KS2とかKS3、KS4とかいろいろありますよね?

参事:はい。

住民:中にはKS2だけという採り方するし、KS3も一緒に採るという状況にありますよね?

同じ KS2、1 つの耐水層でも、ザラメ状のものと、シルト系の砂でなってる場合と、細かい砂でなってる。いくつか重なってますよね？同じ均一されたものではないですよ？その状況の中でね、10m 程の例えば 5m程の水位があって、ザラメ状の目の、要するに水の通しやすい部分が、例えば、1 m もないかもしれませんが、例えば 50cm くらいあるとしたら、そこで汲み上げるとね、その 5m の半径じゃなくて、水の通しやすいところからどンドンどンドン入ってくるっていうことですよ？そしたら、50cm 以下の半径の水だけじゃなくて、遠いところから引っ張ってきますよ、っていうことを言うてるわけなんです。

参事：確かに実際の地盤は、そんな均質に出来てるわけやないんで、通しやすいところと、通しにくいところと、ありますけども、それを考えても、そんなに遠いところから採ってないんじゃないのかなというのが、この絵なり表やということですけど。これ、影響半径って書いてます、これ以内しか採ってないということではないですけど、これよりもずっと遠くから引っ張ってきて採ってる、ということはちょっと考えにくいんじゃないかなという意味です。

住民：特に浸透水なんか、10 倍、11 倍採ってますね？浸透水。排水層の井戸の中の水。

参事：はい、はい。

住民：浸透水、まあ地下水やったらある程度均一的なものもありますけど、浸透水って言ったら、廃棄物の中ですよ？で、いろんなもんが入ってますよね？均等ではないですよ？それで、このページの影響範囲が 21cm とか、23cm しかないっていうのは、これはちょっと・・・

参事：細かい数字にこだわっていただいてもあれなんですけど、だいたいこんなもんやということですよ。ほんで、そんな、例えば 10m も向こうの水引っ張ってきてるとか、

住民：それは可能性はありますか？

参事：そういう可能性は、極めて低いん違うかなと。

住民：35cm しかないですよ。ストレーナから、その位置からね、水位までの高さがね、最低 35cm しかなかったんですよ、計算したら。こんだけしかないでしょ？

住民：これもあんまりちょっと考えられない説明資料ですね？

参事：いやあの・・・

住民：適切ではないですよ。いかにも影響ない、何倍汲んでも問題なし。100 倍汲んでも影

響ないよ、というような表現ですよ。

参事：まああの、そういう意味じゃないですが、そんなに遠くのを採ってるんじゃない。  
それでこの資料をお示しして、あの・・・

住民：こういうのを、作為的やな、県の言うてることはちょっと、無制限でこれどんどん  
どんどん汲み上げてどうするの？という、本来の浸透水のその水の、その周辺をきちっ  
と取り上げてないなど。

住民：いや●●さん、でもね、これ空気率を 15%とした場合って書いてあるから、実証値  
じゃなくて、理論値なんじゃないの？

住民：だから、実証出来る・・・

住民：理論値でしょ？理論値を書いてるわけだから、実証値ではない、ここに多分誤解が  
あるんじゃない？

住民：いえいえ、ちゃんと 15%これを当てはめてありますと、

住民：これはね、絵に描いた餅ですよ。

住民：そうそう。

住民：絶対こんなことは起こり得ない。

住民：だから、理論値だから、理論値だというだけで、

住民：影響半径の数値なんてあげるからややこしいんです。実際こんなのあるってない。

(同時に発言で不明)

住民：浸透圧よってね、流量かなり変わってくるんですよ。そんな上から下まで均一に入  
るもんですか。下の方が浸透圧が高いから、下の方から\*\*\*ってくるでしょう。

参事：あの、均一とは申し上げませんが、要はこれくらいやというのを、お示しするた  
めに、理論値というか、これは絵に描いた餅と言われるかわかりませんが、計算上これく  
らいになるということで、そんな遠くの水を引っ張ってきてる可能性は少ないんじゃない  
かなというのを、ちょっと具体的に示すのはどういうやり方がええかなっていうこと  
で、こういう資料を作らせていただいて、これで各委員さんにもお聞きしたところ、お  
おむねわかると、妥当やというようなご意見をいただいたということなんですけど。

住民：地下水やったらわかりますよ。違うんやからね。しかも私、キ-7 なんか調べたら、最低の時 35cm ですよ？そんだけしかないでしょう？しかも、ガラガラなったりビニルがあったりしたらもうすぐに流れてくる方向というのが限られてしまう訳ですよ。今、●●さんが言っていたらとおりですよ。

住民：それこそ採水ができていないというのもありますけども、これパージは大丈夫ですか？この H22 の 0.4 とか H-24、ク-5 とかいうのは、採水が出来ていないのは、パージの時汲み上げてしまってなくなったという話も聞いてるんですけども。

参事：もともとひとつも水がなくて採れなかったりなかったヤツです。

住民：いや、全くなかったんですか？

参事：全くなかったです。今まあ、この間台風来たりして、だいぶ水位があがったりしていますので、それでまあ採れるところは、今日でも採ったりしておりますけども。

住民：今日、採ったんですか？

参事：今日採ったヤツもあります。

住民：ということは、大雨のあとっていうのは採水しないんですがどうなんですか？

参事：もちろん、データをどう扱うかはあれですけども、採水の条件を明らかにした上でデータは取った上で、評価するための材料は多い方が越したことはないですから、そういう事で採水はさせて頂いています。

住民：場所はどこですか。

参事：ク-5 と D-3 が採水できないという事でこの前の委員会でも、その前の委員会でも言うてましたんで、それについて採水、今回できましたので、採水したという事。

住民：D-3

参事：はい。D-3

住民：ということはカ-3、カ-4 はできてないんですね？

参事：カ-4 は今日もできませんでしたので、もうちょっとできないかなと思っております。

室長：ここは\*\*の理論値です。確かに言われるとおり、均質じゃないんで、あるところからは結構入ってきて、あるところは止まってしまうかも知れない。ただ、これ見ていただくとそんなに遠い所から、影響しているもんじゃないということはだいたい分かって頂けるなということですから、この通り、この何十センチのどこしかないんやと、そんな事を言っている訳じゃないんで、ご理解いただきたい。

住民：この半径はどのぐらいの誤差とかいうの？どうなってるの？ちょうど、引いたらその半径分だけ、そのあっている水を引くというふうにしてはるんですか？それとも、ある程度、余裕を見て書いてあるのですか？

室長：いわゆる理論値ですので、均一の砂とか\*\*\*（同時にしゃべる）

住民：だから、水位を引いたね、誤差も見ずにちょうどこんだけやということですね。

室長：そうです。そうです。

住民：ってことは、今言いましたように

室長：今言いましたように、例えば倍になったところもあるかも知れないし

住民：こういう所から採っているかも知れんし、上から見たらこうなっているかも知れんしという意味ですね。話はちょっと勝手に・・・

室長：理論値ですね。

住民：例えば・・・

室長：イメージとして、井戸の中の水の量と、その、それに匹敵するその周りの所で含んでその空間の率からすると理論値はこうや、というイメージなんですけど。

住民：だから今ビニールが埋まったら、ここだけ止まりますと。

室長：そうですね。

住民：そしたら、こっちからたくさんくるわけでしょう？

室長：そうですね、こっちから回り込んだかも知れんし。

住民：そういうのはどうお考えですか。

室長：という理論値なんで、その点、色々あるかなと思いますけど、均一であればこういう状態という事です。

住民：ちょっと感じたことですが、例えば対策工でバリア井戸なんかをもし設置すると、こういうことを使えるわけ、こういうことを使っていくわけやね？

参事：土壌内から集めてどれぐらい水位が下がるかという時は、そういうどこまで調べることになりますが、そういう土質なり、廃棄物層がどうなっているかということ想定した上で考えています。

住民：高アルカリの時に、\*\*\*時には\*\*\*ですか？

参事：いなかったです。

住民：いなかったですね。あの時、掘った時ね、出てきた所が一箇所しか出なかったことがあったんですよ。水が。水みちが1本しかなかったんですよ。当然それから入ってきますよ。全体に。そういう状態だったんですよ。それ十分知っているから、よけいに思うんです。

住民：まあ、その数字をね、そのまま持ってきたら、ええようにね\*\*\*。先言うてくれんと。こういうなんはこうですよって言ってもらえんと、こっちが言ってからやったら、やっぱり、ちょっとそれは逆になると思う。それでよう似た話になると。

室長：そういうつもりで説明させてもろてる。そんで・・・

住民：私らでもよう分からんから、ぱっと見て、ああ、こんなもんか、こんでええんやんと、みんな思いますよ。で、県は・・・

室長：イメージとしてこういう感じやなという。

(同時に発言で不明)

住民：イメージとしてこんだけ言うたかて、そんなもん、こっからこう引っ張ってき数字をピンポイントでやった時に、10本あった時の3本減ったとこでポット出たら、7割か、あつて3割か\*\*\*

室長：波がある。計算値的にするとこういうイメージという事であれば、それなりに量が、4倍が5倍6倍7倍になったところで、まあ、そう大きく影響はないのかなと、思う所も委員さんに、その辺も含めて意見いただいて・・・

住民：そちらが、そう、そう大きく、カーっていうのと、こちらが大丈夫かなと思うのと、どっちがほんまなんかってことになりますやん。

室長：ただまあ、うち、あの、4倍を大きく超えたらうと思ってやった訳でなくて、●●さんもずっと立ち合ってくれはったし、それぞれの所で、採水しもって、全部計りもって、ここでやるかという話でやってる訳で、そんな、あの、むちゃくちゃ汲み上げたというようなもんじゃないので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

(同時に発言で不明)

住民：むちゃくちゃ汲み上げたイメージやし、住民が立ち会ったっていうけど、住民の言う事聞いてもらえる訳ですか？ここでストップして下さい。そうじゃないんでしょう？県の一方で、県の対応かけてやっている訳でしょう？やっていった訳でしょう？判断で。住民がそれでOKっていう事で、住民の意見も聞いて今回はやったんですか？

室長：それは、意見というか、そこで居たもんで、確認してもって・・・

住民：確認せざるを得ない。立ち会ったんだから。立ち会った以上はそれを見るしかないでしょう。

室長：ええ、そりゃそうですよ。それが、それぞれ納得していただいたかどうかはちょっと分かりませんが、あの、それぞれの理由があってこういうふうになると。4倍っていうルール作りまして、4倍から測って、そこで安定したところでやろうという意思をもって、それぞれやったというもんで、それぞれ状況があって、若干、4倍を超えた、何倍か越えてる所がありますけど、あの、透視度が澄むまであげようか、そんな事をやっている訳ではないのはご理解いただきたいなと思います。あの、澄まずとも安定したところでは、それで採水している状況でございます。

住民：私はそうは思っていないっていう事だけは理解してもらいたいですね。

住民：上から採水する時に、住民がそれがあかんって言ったら、止めます？止めるわけ？そういうふうにとれんのやけど、今の言い方。

室長：いやいや、そんな、あの、止めて下さいって、そりゃ、ルールどおりにやっていく訳ですので、うちもそんな無茶な事をやっている訳ではない。

住民：いや、ルール通りとか言うけどね、今の資料の2ページね・・・

室長：確かににね、これは、見るとそれぞれが、もうここでいいやないかと、今見るとこのもう後ちょっと少ない目から測ってもええやないかと、\*\*\*ええやないか、とい

うところも、もしかしたらあるかもわかりません。ただまあ、あの、ずっと変化していく中で、どこで、こう採取するかっていうのは、それぞれの場所で、その場所を水と汲み上げ方を見ながら、確認してるもんでございますので、そのへん、ちょっと今こうやって見ると、もう一つ三角手前のところでええんかなあ、という所は若干あるかもわかりません。で、測っている内に、どんどん、こう水が汲み上がって来ますので、もう、ここでやろうかという判断した時に、若干\*\*\*になってるところがあるかもわからん。ただ、まあ、無茶にそんな透明度を揚げる、澄むまで揚げようか、とかそんな話ではないのはちょっとご理解いただきたいなど。

住民：基準値とかなんとか言うからね、んでえ、今日の資料見たら、この2ページね、国の基準についてって書いてあるけど、これ今日初めて見るんやけど、なんで、今日、今こんな出てくる訳？こんなもん、採水の話がある時に先に出しとくもんとちゃうんか？

住民：え、ちょっと、よろしいですか。いいですか。あの、えっと、質問①の話がね、あって、結局、●●さんとか、●●さんがおっしゃってるのは、同じ質問だと思うんですよ。①の問題に対して。で、それに対して専門家の方々が、こういう風に答えていただいたので、それに対する反論ならね、建設的だと思うんですよ。そうではなくて、県に対する不信感が前提にあって、わざとやってるんとかちゃうかっていうんじゃ、その、話がそれ以上進まなくなっちゃうんでね。だから、もう少し建設的に、例えば、この、5人の質問に対して追加質問という形で提示していただいた方が話が進むかなあと私は思います。それから、今日は9時半までという事もありますので、堂々巡りをしててもしょうがないかなと思いますんで、司会の方、もう少し、うまく、こう運営を進めていただきたいというのは、あの、私からの希望です。

住民：いや、こないだも●●さんがね、委員の先生に聞きたいって質問したら、県が遮ってやめたから、こういう問題が出てきてるわけですよ。

住民：それは僕もいましたよ。

住民：あの時に続けてやってくれたら、こんな問題は起こらへん。

室長：その日のうちに帰れへんから、4時でやめなあかん、それはもう最初からきちっと言わせてもろて、話途切れたのは悪かったんですけど、それは時間の制限があるんで、ちょっとそのへんはご理解・・・

住民：それが分かってたらね、前回もっと時間を取りますいうたんと全然一緒やんか。15分しかなかったのと。

住民：いや、今日もないから。毎回時間がないので、じゃ、もう一回この専門家の方々に

追加質問を●●さんや●●さんにまとめて頂いて、それを返答するって言う形にしたらどうですか？何か①の質問の所の繰り返しになっていて、先にこう\*\*\*だと話が進展しないので、時間がすごく無駄になっているような感じがします。

住民：ちょっとこのサンプリングのところですね、一つだけちょっと教えて頂きたいんですよ。水質を計りながら採水の準備を整えて、安定が確認されたらですね、それから採水するということになっているわけですが、この今日頂いた参考資料のですね3-1で、このあいだのくみ上げで参考数値を3-2でやると。その後ですね、また4-1でまた同じことをやるわけですね。ようは、水質が安定するまで採っては測定し、採っては測定しということを繰り返しやるのであれば、この4倍以上というのはどういう意味があるのか？で、これは安定しておっても、とにかく4倍以上はとりあえず採るもんだということで頭から採ってしまうものなんですか？水質が安定したら、それで試料を採ったら良いじゃないですか？

課長（滋賀県）：だから、パイプの中に溜まり水があって、その溜まり水が安定している場合がありますよね。それは全部くみ出してからパイプはその時新鮮な水を・・・

住民：パイプの中の水はとにかく出すと。

課長：まずパイプの中の水は入れ替えて出すと。

住民：その後も・・・

室長：4回くらい汲み出すと、中が入れ替わるという。いいですか？

住民：わかりました。ちょっと続いて他の質問させて・・・

住民：ちょっと待って、先に私の質問に答えてもらわな困る。

室長：これは、そういうルールを元にしてうちの方が参考資料1のマニュアルを作ったということです。

住民：それをなぜ今出してきたか聞いてるわけでしょう？なぜもっと早く出さんの？

課長：うちが最初に示させていただいたのは、土壤汚染対策法に基づく分析マニュアルってのがございますが、それに基づく、それを出してるんですね。おそらく皆さん、どうでしょうか？何回か前ですけども、冊子があるんです。土壤汚染対策法の調査マニュアルってありまして、そこの後ろの備考の方に、調査の仕方というのがありますが、それをお示しました。で、それに基づいてこの手順を作りました。土壤汚染対策法ね。今回はそれを評価するために、こういうのがありますよという形でご参考にさせて頂いたとい

うことですので、このマニュアル自体、手順自体は土対法の・・・

住民：手順は関係ない。

課長：ですから、土対法が、土対法の手順、それは国の手順です。それに基づいて我々がこの手順を作りました。それについてお示しさせて頂いたということです。ですから、順逆になってるわけではなくって、まず国の手順書から、ページを下さい、3倍から5倍っていう数字に示しましたよね。3倍から5倍っていうのは、国の手順書に書いてあります。その内の真ん中の平均値の4倍を取りましょう。これは皆様、ご了解させて頂きました。これは国のガイドライン、手順書に書いてある3倍から5倍のところから4倍が出てきたんですね。そこをお示しして、議論させて頂いております。ですから、私どもがそういったマニュアルを出していないということではなくて、先にお示しして、そこから手順作らせて頂いた。参考までに、これはダイオキシンの手順書ですから、ダイオキシンの方はこうなってますよ、っていう形で、お示しさせて頂いたということです。

住民：そういうのを何で今頃出すのかということを知りたいです。

課長：ですから、繰り返し申しますが・・・

住民：何で最初に出さへんねや、それを。

課長：最初に国の手順書を示してこうやります、っていうのをお示しさせて頂いております。

住民：それを見たら、住民全員が皆理解できると思ってるの？

課長：ですから、それで3倍から5倍ですから4倍に落としましょうと、皆さんと議論の上で決まったことですので、そこで資料を示してるわけですね。我々の方から。

住民：4倍ってのも、前から聞いてへんで、一回も。

課長：いえいえ、ですから、中とって4倍っていうのはここの場で決まった・・・

住民：今まで採水したの、全部デタラメやな。

課長：今までというのは？

住民：過去したやつは？

課長：ですから、今回はこうやりましょうっていう形で皆さんとお話し合いを進めて・・・

住民：今回とか前回とかでちごうてくるわけ？

課長：今回、こうやりましょうというのは、委員の先生方にきいて、今SSが高いものはどうでしょうか？ということをお聞かせ頂いて、採水方法をきちっとした方が良いですねというご意見を頂いて、その上でこういう形を出して、こういうのは積み上げです。皆さんのお話を積み上げた結果の上ですので、たちまち何か突然出したということではございません。

住民：こんな赤い字で書いて。

課長：ですから、手順書は国の手順書示させていただいておる。で、議論させていただいておる。

住民：だからこういう最初に書いて付けとかなあかんて言うとのわけ。

課長：えっ。

住民：これを付けとかなあかんやろ、これを。

課長：いえ、ですから、繰り返し申しますけど、手順書示させて頂いておるんですね。

住民：それに全部これに書いてあるわけ？本当に。

課長：ですから、これはダイオキシンの場合はこうします。これはダイオキシンの方法ですよ。ダイオキシンの場合はこうします、こうしようという話であって、それ以外のものについては、先ほどから繰り返し申してますように、土壤汚染対策法の調査方法がございますから、そのガイドラインからもってきている、ということです。

住民：こんなん付けんでいいやん。

課長：ダイオキシンの、これはダイオキシンの場合ですので、ダイオキシンはこんなものですよということです。参考資料として付けさせて頂いた。

住民：何か住民が言うと、あんたら後付け後付けでもの出してくるねん、いつでも。

課長：ですから、繰り返し申しますが、先に土対法のマニュアルをお示しさせて頂いた。そこで、3から5倍という数値があって、4という話しについては今回ご了解いただいたと、そういう手順を踏んでいるということです。

住民：安定化、安定化という名の下にパージをどんどんこれだけしても良んですか？という質問を投げかけているわけです。これは安定化したらどうやというものの一つの例を見ながら、採水するんじゃないの。作為的じゃないの？

(同時に発言で不明)

課長：その件につきましては、●●さんのお話もございますので、もう一つの質問もまとめて頂いて、整理させて頂くということで、ちょっと時間、次の設定へ進めさせて頂きたいと思います。

住民：国の基準値とかなんたらというもんが、何で安定化であんなことになったんや。

課長：ちょっとそれはまた話が違います。今のここの話ですね。質問の話で、これ・・・

住民：基準基準でやかまし言うんやったら、あんたらの管理監督が悪い。原点はそこにあるわけよ。

住民：次行きましょう、次。

参事：それでは時間もあれですので、ちょっと次行かせて頂きますが、先ほどから説明させて頂いたなかで、今日了解頂きたいなといいましたのは、ひとつこの掘削除去を代表とする有害物の資料の4-2 ページ、4-3 ページ。重要なのは地下水、まあ浸透水にこれに浸かっているか浸かっていないかというのは重要な話になります。水源がどこにあるか。これについては、また井戸の調査をもうちょっとデータを揃えまして、どうするかというようにあたり判断していきますので、今、これくらいとなりますととりませんとかいうことをハッキリ申し上げられませんが、それについては推移をどうするかという、どう設定するかというのをこれから調査を進めた上で、最終的には決めていくわけですが、考え方として、まあこういうふうにさせて頂きたいということでございますが、これについて・・・。

住民：はい、4-2 ページの表 4-2-1、前回見させて頂いたんですけどね、時間の関係で問題のあると思われる所だけ、質問させて頂きたいと思います。

重金属ですね、重金属につきましては公定法でね、試験された結果がこれ基準になっているわけですね。公定法の結果によって有害物を見つけるということになっておるわけですが、これはもう色々その公定法の問題というのを専門家が過去に色々指摘されてる訳です。そういう問題でですね、出てくるのはおそらくひ素とほう素ぐらい。で、大量にある鉛だとかねカドミウム・水銀等々、水にも出てきておりますけども、こういったものは多分出てこない。多分でない、おそらく、絶対出てこないということは明らかになっておるわけですね。したがって、こういう公定法を基準とした結果の考え方だけでね有害物を決められるという問題があるのではないですかと。で、公定法の問題な

らですね、当初は外国の試験法の適当なものをですね補足的にやってはどうか、という  
ようなご意見も出て、県の資料にも記載されたことがございます。それが、その後、p  
Hの依存性で、過去にいろいろ県の方で調べるようになってですね、あるいは関係者の  
データも使って、4種類、公定法プラス4種類のpHを変えた、これ全部実績値、実績範  
囲ですね。だから、起こりうる範囲ということで、条件を設定された試験法で、公定法  
を何らかの形で補わなければいけないということで、これ出て来たんじゃないでしょ  
うか？

ところが、この表のですね4-2-1はそれらしいのがひとつもない。公定法だけで判断し  
ようと、とういことでありまして、これは我々としては受け入れがたい、というふうに  
思います。でそれに関連しましてですね、当初から我々からお願いしております深掘り  
穴のときに大量の鉛を含む廃棄物層に埋め戻された。粘土層で囲ってね。それを除けて  
くれと。それはこの今回の県のご提案の内容ですと、一切それは掘らないということに  
なってしまうということでそれも納得しがたい。そういう問題があるんですね。少なく  
ともそのpH依存性の試験、これは膨大なお金と時間をかけておやりになったものです。  
今回やった試験は、有害物を探しに行く調査・試験であるべきものであります。従って、  
これを単に参考値とかですね、何か県の資料を拝見いたしますと、浸出経路を調べると  
か何かちょっと訳の分からないこととお書きになっていらっしゃるんですが、それが最終  
的にどう結びつくのか一切分からない。そういうことをね、この間、私は委員会の先生  
方にもお尋ねしたいということで、予定したんですが、時間がなくて途中で打ち切れ  
てしまったんですね。とにかく、こういう点もですね今日納得のいくご返答が得られ  
れば宜しいんですけども、もしそうでなければ、委員の先生方にもお越しいただいてです  
ね、充分納得できるような有害物の定義、対応を、こういったことをですねもう一度、  
改めてご検討頂きたい、というふうに思います。

それともうひとつですね、いわゆる地下水とか浸透水のですね水面下、水面上色々や  
やこしい表現がありますけど、3番目のですね、3倍値で超過するもの、この3倍値で超  
過するものがこれでいいのかどうかということがこれまた別の論議をしたいと思いま  
すけども、この3倍値の場合は、水によったらですね、水が基準を下回っている場合、つ  
まりね上回っている場合、上の1か2のところで把握したわけですから、そんなややこ  
しいこと書かんとね、土壤環境基準がその3倍値を超過するもの、これは除くとこうい  
うふうがいいんじゃないかと。ややこしい分かりにくい表現ばかりこう本当になっ  
てるように思う。単純に分かりやすくして頂きたい。

まあ、それとついでで申しあげます。この3倍値についてですね、科学的根拠、わざ  
わざね、科学的根拠が書かれていない。国がとにかくこの辺でいいだろうと、決められ  
たことをそのまま科学的根拠にしてとらえる。この中身が何か分からない。だから3倍  
値を提唱されるのであれば、しかも科学的根拠を上げられるのであれば、もう少し科学  
的に我々が納得できるデータをお示し頂いて、だから3倍にするんだと、そういうふう  
にご説明頂きたい。これ、えいやと国が決めたもんでしょ。そんな科学的根拠あるん  
ですか？だったらそれなりの書き方をして頂きたい。蛇足ですけども。

室長：まずは1点目の公定法のお話し聞いて頂けますか？まずは、有害物撤去いうもので、

まずは公定法での理由というのが、まずあげられるかなということでございます。で、地下水への影響の大きいものについて、ちょっと表現はちょっとあれでしたけども、以前からまとまってというようなことを言っておりました部分につきましてお示しさせていただいた。それで、追加分析で pH 調整の関係につきましては、これは同じように公定法と同じような取り扱いしようということにはちょっとならないかなと思います。委員会でもまあ、梶山委員とこの件に対して言わせて頂きましたのは、そういう状況もこれからどうなるかを見ながら、今ちょっとどうするかというのがなかなか言えないのかなと思っておりますけども、そういう環境になったらとけるということは分かりましたので、処分場全体の中の状態が把握できて、どういう関係になればどうなんかなというふうなことが分かったところなので、そのへんのリスク管理なり、あるいはその中で特に鉛が、参考ではございますけども、埋立判定基準を超えているところが若干あったと。その場所についてはどうしていくのかなということについて、その環境基準を含めてもうちょっと考えていかなあかんのかなということでございます。

ちょっと分かりにくくてあれですけど、pHの調整したものをそのまま出していくんやということにはなかなか理屈はならないかなということでございます。それから、確かに言われていましたけど、分かりやすい表現、回りくどくて、そこまで言わなくてええんやないかと 3 倍値というたらえんやないかなという部分につきましてはわかりやすく改めさせて頂きたいと思えます。

それから、科学的根拠、確かにちょっとその 3 倍がいったいどうなのかというところはお答えすることはできませんけども、そのあたりにつきましても科学的根拠という言葉が変なのか悪いのかどうか知りませんが、こういう考えが根拠ということのかなと思います。ちょっと私、これ今ここで何で 3 倍がどやとかちょっと説明できませんけども、ある一定の濃度で線引くということなのかなと思ってます。だから 3 倍値なる根拠あるから、ちょっとそれ参考にさせてもらう。

管理監：今、先だった表現方法につきましては、この資料を作っていた時に、例えばこの方が(3)で有害物についても3倍値を環境基準値とする\*\*\*、委員さんの方からそういう言い方はおかしいという意見が出ておりました。そういう意味で、実際にわれわれも言い訳をしてはいけないんですけども、そういう意味でいわゆる中身でこれどうやろかという配慮が出来ていなかったというかたちで、敢えて言えば、有害物を除去するための滋賀県の考え方というような形でかいて、これを使いたいと、こういうふうなのが正しいやり方だなと。ただ、国の基準があるんで科学的根拠というのちょっと単純につかいすぎて誤解があったかも分かりませんので、この件につきましては、最初のあの司会の進行の方から言いましたように、この中の表現方法について、今仰しゃられたように分かりにくいとか、誤解を招くとか、いうふうについては、大変言葉的なものが大事ですので、しっかりともう一回精査をして、そこらへんは次回には訂正をしながらお示しさせて頂いて、というふう考えております。

住民：あの、いやまあ表現はそれでいいんですが、3倍値がどうだというのは、これは決してそのラインは決めている訳ではないんですけどね。なぜ3倍かということに、まだ

われわれ疑問がございましてね。

管理監：これは前の時も説明させて頂きましたが、ここのあの適用基準の根拠というものを使うことによって、いわゆる滋賀県としての考え方は、このような形の環境省でも一応示されている基準、これを滋賀県としては活用して、定義づけをしたい。これ、一から今われわれが4倍とか2倍とかそういう形を新たに作るだけのことは出来ないというふうに思っておりますので、今までは有害物基準等について書かれている別表の中から、このようなものを使わせて頂いたという形で書かせてもらったということでございます。

住民：話が飛ぶと思うんですけど、数値の話や細かい話じゃなしに、私、今日どうしても聞いておきたかったのは、前倒して10,000 m<sup>3</sup>を撤去するというようなことをおききして、その方法について、今日頂いた資料に何かトラックの絵やらいっぱい書かれてあるんですけど、この方法については、まだご説明が頂いてないんで、これ今日9時半まであと35分しかないので、大事なことなんで早く説明頂きたいということと、10,000 m<sup>3</sup>であろうがなかろうが、それを何処へほって行くのか、このトラックの絵はあるんですけど、これを何処へ持って行くのかというご説明なんかも、同時に示して欲しい、ということがひとつ。それからもうひとつは、絵にありますように、地下水に触れてる有害物については撤去するというようなことが見直し後の方に書いてあるんですけども、10mよりも深いところにあるような有害物を掘るには、相当周りを掘り進めないと、底をさらう訳なんですから、周りをわっと掘らんと出来ないと思うんです、私は。で、そうするとなると大変な工事になるのにどうなんやろなという疑問があるので、その辺の方法論についても教えて欲しいなというようなことです。

住民：2番目の質問に私関係するので、次のように教えて頂きたいのですが、今この4-3のところの有害物の撤去の欄ですけど、これ10m間メッシュで考えるんですよね。そうすると今仰ったように、10m掘るためには回りも掘らなければいけないから、実際上はもう少し広い範囲で掘削することになるんですよね？で、そのの周りから出てきたものをどう、一度掘り出したものは原則あそこに埋め戻しは出来ないということになりますから、結局これを取るという事は、10mのところにとつが あったら、実際は60mか80mか知らないけども、そのくらいはもって行って頂けると考えて宜しいんですか？

参事：その辺は、もうちょっとどう遠くから出てくるだろうかをつめんと駄目ですけども、前、深堀穴是正の時と違いまして、今はとりあえず、触れば出す必要がございまして、非常に要は廃棄物、触った分だけ非常に高くつくということですので、例えばですけども、周りを何か囲って、例えばケーシングみたいなんですけども、そのような形で間隔を広くしなくても、ほるような工法をとった方が、それを工法にお金が掛っても、それによつてこう・・・

(同時に発言で不明)

参事：それは、2次調査でその範囲を絞り込んだ上で・・・。

住民：県はできる限り狭く取りたいわけ？

(同時に発言で不明)

参事：取るべきものだけを取りたい・・・

住民：それは納得できない。住民とは全く逆であって、僕らは安全を考えてますからね、安全というのはね、少しでも疑惑がある以上はここは大丈夫だと思っても掘ってもらわないと、安心できないんだよね。安全の考え方はそうでしょうか？福島原発がおきた時に、全国の原発止めるって言うのは、同じようなことが起こるかも知れないと思うからやめるわけでしょうか？それは国民の安全を考える行政として当然の責務でしょうか？僕らが考えて、この処分場はおかしいって思ったら、処分場の一ヶ所の問題じゃなくて、全体の問題と考えるっていうのは普通感覚ですよ。でも、環境省はそういうことは言ってくれてないって言うから、メッシュ調査を我々は同意しているんだけど、でもメッシュ調査でもね、まだもっと小さくしていくなんてのは、それはね、あまりにもちょっと行政は住民の感覚から言って逆を行ってますよ。

参事：ですから、最小単位はあれ 10m×10m×3mのブロックですので、そのブロック単位で除去する、掘削除去するべきはどれかというのを決めて、それを一番効率的、合理的なやり方はどうかということを決めて行きたいということですけど。先ほどちょっと変な例を出しましたけども、どれが一番合理的かというのをこれから検討していくということです。あとチョット、もう時間もあれですので、1次対策のやつをちょっと説明させていただきますけども・・・

住民：ちょっとその前にね、私が質問した内容にほとんど答えてはもらえてないんです。これどないしてくれるの。先生方に聞いてちゃんと回答を引き出して頂けるのか、あるいは県のほうでお考え頂くのか、要は公定法では問題がある、それを補うために代わりの試験としてですね、この試験をやって頂いた筈なんです。だからそれをどのように対策に結びつけるのか、それをハッキリして欲しいということです。

(同時に発言で不明)

課長：部数が少なくて申し訳ないです。また時間ございませんので、今日これをお持ち帰りいただいてですね、またこれにご質問いただきたいと思います。ここに書いておりますのはですね、グラフが書いてますが、右へ下がっているグラフ pH です。pH が 8.5 ぐらいからずっと 4.4 まで下がってるんです。これは pH ですね。要するに、1 規定の塩酸をどんどん入れていったら、ここまで下がりました。これが強烈な酸性雨を入れた溶出試験です。これがどんなデータかと言いますと、最終的に添加量として、30mmol を入れ

ました。1 規定の塩酸を 30cc 入れたということです。ですから、一番上のところに入れて書いてますけど、土壌 30g 蒸留水 300ml に対して、1 規定の塩酸を 30cc 入れましたということです。これだけ強烈な条件がどういうことかといいますと、上の方に手書きで書きましたけど、我々が今日雨降ってますけど、雨の pH が 4.5 です。4.5 ですから、これが mmol に直しますと、0.032mmol/L ですから、これを要するに酸性雨でもこのような状態になるためにどれくらいいるかって言うと、土壌 30g に対して、9370 の雨を入れなにかん。たった 30g の土壌に対してですね、酸性雨がですね、およそ 1 トン近くの水を入れなにかん。こんな強烈なところでやってるという状況でやってるんですよってことをここに書いてあります。ですから、こういう状況が、実際に現実的にですね、起こり得るかという、少し起こりにくい、これは考えてます。従いまして、今のところですね、我々はこういった状況で出来たもの鉛についてですね、現実的には出てくる要素はない。ですからこれは、見守って、きっちりとモニタリングしていくというのが一つの答えではないかと考えます。これについてですね、一度お考えいただいてですね、またご質問いただければと思います。

住民：県のNo.3 なんて 4.4 という実績があるわけでしょう？地下水で。そしてまた今回の調査でも、ね、B-3、あるいは D-2、これ 5. なんぼじゃないですか。

課長：ですから、その辺については、

住民：5.4 だとか、

課長：ちょっと申し訳ないです。この資料でちょっともういっぺんお持ち帰りいただいて、ご判断いただいて、またご意見ください。ちょっと時間がないので、先ほどのご質問に先にお答えします。

住民：これ、質問じゃないんですか？

参事：ちょっと申し訳ないですが、とりあえず、1 次対策のやつをざっと説明させていただきます。資料、この 8 月 2 3 日の資料 1 の 4-7 ページ、4-8 ページに、あと 4-9 ページですが、1 次対策、来年度やろうとするやつが書かれております。4-8 ページの方に旧の焼却炉の周り、この赤い線で書いております、この辺りを掘削除去しますよということで、特管相当のものが出てきたり、あるいはドラム缶が確認された、あるいは電磁探査で、あるん違うかなというような辺りを 10,000 m<sup>3</sup>程度掘削します、ということで書かせていただいております。

ここで掘削量 10,000 m<sup>3</sup>と、その後※で書いておりますが外部委託処分する有害物は、特管相当物、ドラム缶等、液状廃棄物浸潤土砂等とすると、なお、有害物以外の掘削物は仮置きすると、いうことで、ここにある、特管物とか、ドラム缶とか、その中から染みだしてきた液状廃棄物浸潤土砂、これらについては、今どこで処分というのはあれですけども、中間処理ですね、焼却とかをする必要がございますので、そういうのが出来

るところへ持ちだすと。それ以外のものについては、とりあえず来年度につきましては、場内に仮置きをさせていただくと。

で、今考えておりますのは、25年度から2次対策をやりたいというふうに考えておりますので、その2次対策の中で、2次対策で行う掘削除去した廃棄物の処理と併せて、この仮置きしたやつについても適正に処理するというので、どこへ持って行くか、というようなあたりについては、これから詰めていくということで考えております。

(同時に発言で不明)

住民：1-1 やとか1-2の時のドラム缶出ましたよね？こういうなんは入ってないですよ？十何本出ましたよね。これ途中のままですよ。これまたやりますという話ですよ？それから高アルカリのところのどろっとしたものの調査はいつやるんかとか、全然入ってないですよ、これの中には。

参事：ええ、高アルカリのあたりとか、その辺は2次対策でどうしようかというようなあたりで検討したい。今回については、この旧焼却炉周りで確認された、水に、地下水に影響が出ると困りますので、今回この辺りは、表面から近いところで、浸透水より高いところでございますので、周りに汚染広がらないように十分考えながら、この辺りについて掘削除去を行いたいという話です。

住民：よろしいですか？すみません。この間の8月23日の調査検討委員会の後の方ですね、スケジュールには載ってませんでしたけども、この1次対策工の案は提示されましたけど、それで私は質問をしたんですけども、今日は先生方の質問を中心にしてくださいということで、県の方からお答えをいただくことは出来なかったんですが、私がこの前質問致しましたことを再度申し上げたいんですけども、この1次対策工です、結局焼却炉の周辺を、これの4-8ページですね、赤線で囲ってもうてますが、この範囲、何mとか、深さ、そのようなことが示されておりましたが、10,000 m<sup>3</sup>と書いてますけれども、どのようなやり方でやられるのか。それからですね、この間も質問したんですけども、結局焼却炉の基礎部分、その底にもですね、証人は入れたというような証言もあるんです。そのようなところもですね、このク-4ですか、ここボーリングされてますけれども、下に廃棄物がやはりあるんじゃないんですか？

それから、そのこちらの東側、南東方面と西方面が抜けておりますけれども、これは19年度で、5mの掘削をされて、ドラム缶がある程度出たところなんですけども、これも5mしか掘ってない。その下をどうされるのか、そういうところを、証言者はもっと深く埋めたと、こうおっしゃってます。そしてこれは電気探査やないEM検査で、調査でわかった範囲やおっしゃっておられますけれども、その性能は5mしかわからないというところで、その下ですね、5mより中のところに対してはどういうふうにされるのか。そんなところをちょっと教えてほしいと思います。

管理監：とりあえず1次対策、ちょっとあの今の基礎の下の話なんですけども、先ほどか

ら井口の方も説明しておりますように、来年1年間で、年度末には終わらないといけないという工事でございますので、今現在1次調査でわかっている分で、1年という対策工の中で出来る範囲という形で、4・8のところを4箇所、まずは来年度させて頂きたいというふうに考えております。その基礎の下の部分ですけども、今まで岡治が言っておりましたが、証言者からの具体的な聞き取りの中で出てきてなかったんですけども、そこら辺を確認できたら、証言者で新たに、あそこにも入れたというような確実な証言等がございましたら、そこら辺については、ドラム缶が見つかり次第出すと言っておりますので、その点については対応していきたいと思っております。電気探査では、この基礎部分の下については、コンクリートですから、要は測れなかった部分がありますので、この点については、2次対策の中で、なんらかの方法で対応は出来るのか、あるいは調査等も行えるかと言う点も、今後のいわゆる検討の宿題という風に考えておりますけども、1次対策につきましては、限られた時間ですので、やれる範囲内のところを、とにかくまず手掛けたいというのが今の考え方でございます。

住民：今次長おっしゃいましたですね、1次対策工には、その時間的な制約、いろんな制約があるんです。けれどもですね、これ9ヶ月～6ヶ月もかかると、そして1日に掘削量は100 m<sup>3</sup>、100 m<sup>3</sup>ですか？このくらいの工事量しかない。これは極めてですね、工事としては、日量としては少ない量じゃないか。そしてから、2次対策でやるというのはですね、この周辺はやっとなるやから、これ重ねてやられるんじゃないかと。極めてその不合理なやり方ではないかと思うんですね。やっぱりこれはついでに、ついでにということはおかしいですけども、関連してこれは一緒にやるべきではないか。このように思いますが、どうでしょう？

管理監：ちょっと先ほどありましたように、この1枚物の資料等で、あくまでも1次対策と言いながら、この前の委員さんの中でも、1次対策する場合に、いろんな工事における環境対策をしっかりせんといかんという形があったので、この環境対策という形で、近隣の方とか、運び出す時とか、あるいは周辺に影響が出ないような形で、そういうような環境対策も考えておりますという形で、本日この資料を出させていただいたわけです。ここら辺をしっかりしていかないと、いざやったら、逆に出す時であるとか工事中の粉じんであるとか、いろんなものでもって、いわゆる2次被害的なものが出てくるということを一番我々恐れておりますので、ある意味でいうと、確実に出来る部分に、という意味で、この案をつくらせていただいたということでございます。

実際に、後の部分を全部出来るのかどうか、という点ですが、ここら辺はコンクリートの基礎の厚さから、何から、というのは全然もう一つよくわからない状況もあるんで、なかなか設計の中で当初から盛り込めないという、ちょっと不確定要素もございまして、その点については、延長された中で、しっかりと何らかの対策が必要なのかどうかを見極めて、やれることはやっていきたいというような形で、まず1次対策においてスムーズにしっかりと実施出来るということが必要かと。

ただ、皆さんおっしゃるように、これスムーズにあって、その部分でまだ更にという形での追加的なものが認められるならば、国の方で。そこら辺はちょっとよくわかりま

せんけども、基本的には今この範囲であれば確実に、入札等が順調にいけば、若干ゆとりを持ちながら出来る範囲ではこれから、というような思いで考えてるということなんです。

住民：1次調査では、この範囲のものしか駄目だという国の方針ですか？国とのお話の結果こうなってるんですか？

管理監：これだけしか駄目じゃなしに、1次調査で既にここについては、出すべきものが存在するというような、今までの調査でもってわかっておりますので、これについて1次調査でとりあえず手掛けさせていただくと。その、先ほど言いましたような、その期間的なものがありますし、雨がじゃんじゃん降った場合には工事も止めんならんというような不確定要素もあるので、どうしてもこの点については、なかなか年度末の関係があるんで、そういう意味でちょっと歯がゆいような中身になってるかもわかりませんが、ある意味でいうと、これやと支障なく出来るんやないかなという意味で出させていただいております。

住民：その点ね、もう一度私らの要望として申し上げたいと思うんですが、十分それをもういっぺん検討していただけないですか？不合理やと思います。今の県の話ではね。それとですね、もう一つお願いをしたいんですが、県の方と市の方ですね、連絡協議会ってというのは、まだやっておられるのでしょうか？この前は、やっておられたということは私聞いてたんですが、それは継続されてるんですか？

管理監：随時、継続してやっております。ですから、ここの内容だとか、いろいろな形で栗東市さんとは状況報告なり、させていただいております。

住民：それにつきましてですね、公開でやられてないんですね？で、密室でそのやっておられるんです。私とかが全然そのことが内容がわからないんで、今までの記録を一つ公開していただきたいと思うんですが、いかがですか？と、申しますのもですね、この前の県の方の対策員会ってのがありました。そこで全量撤去案が提案されましたんですけども、それを県の方はですね、原位置浄化策をいわゆる原案にされました。それは、県の要請で市長に出されたんですが、市長はですね、議会の承認まで得て、県に同調されたという。その基礎は、やはり市と県との協議会の中で結ばれていたんじゃないかと。このように私は思うんです。ですから、それはですね、いたずらに住民と県とが空中戦やってるだけでは、この話はだめなんだと私は思うんですよね。だからもうちょっと市と県とが話し合いをされてるその中身についても、我々は知りたいと思います。議事録あるんですか？

室長：はい、出させてもらいます。

住民：今までの過去のもずっと出してください。

住民：その●●さんの言った最初の方の問題に質問したい。いい？続けて。●●さんの意見と同じでね、4-7の4.4.3の図を見ると、まるで目玉焼きなんだけど、目玉焼きの白身だけ持ってんだけど、黄身には手をつけないよ、って言ってるような感じがして、やっぱり●●さんと同じように、焼却炉の地下っていうか基礎部分をね、調べた方が私はいいと思うんですよ。1次調査で藤本さんがおっしゃったこと、ちょっとわからないところがあって、この4箇所、旧焼却炉の周りの4箇所の調査をしますと。でも、例えば基礎部分から汚れた水が流れてくるとかいうことで、どうも怪しいぞというような時には、それに対しても手をつけますよと。黙ってるわけにはいきませんよと。そこまでは理解するんだけど、それは1次対策の範囲ですか？それとも2次対策でやるっていうことですか？そこははっきりしておいてもらいたいんですけど。つまり、この4箇所をやって、ここの周辺部分に問題があるということが住民との話し合いの中で共有された場合、その対策に関しては、1次対策の範囲なのか、2次対策に持って行くのか、そちらは、それについてはどう考えてますか？

室長：どういう状況が想定されるのか、ちょっとその場合によるかもわかりませんが、こうやって掘っていった時に、隣からなんか黒いものが流れてきた。その場合にはそれはもう、そこを掘っていくということになるかなと思います。

住民：とすると、この4箇所は、最低限ここまでをやります、ということで理解していいんですね？これが最低限ですと。

室長：そうですね、ここを掘ってですね、横が悪かったら、また

住民：広げますと？

室長：例えばこの大きいものと、もう一つその次に大きいもの、この隙間がありますけど、ここはもしなんかここにあれば、当然つながってしまうようなことになってくるかなあと思います。

住民：なるほど。じゃあこれは糸口であって、実際の掘削除去の範囲はここから拡大する可能性も1次調査の範囲の中で、1次対策の範囲内であると？

室長：ありますね。ここ横掘ってた時に、ドラム缶がちょっと顔が出しとるのを、「ここまでや」言うてやめるということはない。

住民：はい、それは確認させてください。はい、わかりました。

住民：すみません、時間ない中でですね、1点確認したいんですけども、この1次対策についても特措法を使った中でやるというふうに聞いてたんですけども、ここまで具体

的に出す量まで明記した中で、特措法が出ませんので出来ませんでした、ということにはならないように、その特措法についての、その特措法が確実に使えるんだっていう担保はとれてるんでしょうか？もしくは、特措法が使えなかった時には、県単独でもやるという県の意気込みはあるんでしょうか？そこをちょっと確認させていただきたいんですけども。

管理監：特措法でもって行いたいという形で思っておりますし、そのためのいわゆる特措法にのせるための手順とか手続き論についても、相談には国のほうへもよせてもらっておりますし、その中でも、いわゆる一般的な特措法にはこういうものがありますよ、とかいう形の助言もうけておりますので、その段階でこうやるみたいな話は出ておられますので、当然来年度の1次対策については特措法で行う。ただ、最後に言われましたが、これが特措法の対象にならなかったら、県の一般財源でもって責任もってやるのかという点については、私からはとてもお答えできません。そうならないように、今そういう形で頑張ってるんで、この点については、皆さんの前で、いわゆる権限もない者がそこまでのことを言うことは、ちょっとこの場ではこらえていただきたい。ただ、そういう形で特措法にのせるという形でもっての、事前の相談なり、そういうのをさせてもらっておりますので、当然そういう形でいけるというふうに思っております。

住民：はい、すみません。立て続けに質問で申し訳ないんですけど、あのいわゆる今回 10,000 m<sup>3</sup>にしる何にしる、あそこを掘り返すという行為が行われる、まあ来年度にかけて行われるわけなんですけど、今微妙な段階で、一応安定化して、じょぼじょぼじょぼじょぼと地下水に漏れとるわけですけど、あそこをまあなんらかの方法でかき混ぜるわけですから、アクティブになることが考えられて、その恐れが非常に強いので、今、我々一番問題にしているのは、結局地下水への漏出という、有害物の漏出というのが一番の問題で、それを問題にするとすれば、掘削なり何なりの行為を行うことによってアクティブになれば、地下水に有害物が漏れ出すものが増えるのではないかと危惧があるので、その対策としてはこのトラックの絵だけでは全然出てなくて、いわゆる地下水の揚水という、いわゆるバリア井戸っちゅうようなものも、その第一対策っていうんですか？第1次の対策の中に何らかの方法で加えて行かなきゃいけないのじゃないかなというふうに思うんで、その辺も県の方で、来年度進めるにあたって、追加的に対策を、やっぱり考慮していただけないかなと。どっちみちそのことが第2次対策においてもずっと生きるわけですから、先行して地下水対策、バリア井戸っていうものも、第1次対策と同時に並行してやっていただけるような対策方法を考えてもらえないかな、というようなこともご提案として申し上げまして、よろしくお願ひしたいと思うんですけど。

管理監：資料の4-9のところ、1次対策で、今水処理施設がこの9月から動き出しますので、それに残容量がございますので、資料4-9でございますけども、既設の水処理施設による浸透水の揚水処理という形で、特に浸透水の中でいわゆる濃いところについてですね、あるいは今の工事に影響を与えるところなのか、という点も含めて、揚水処理も、来年度には併せてやりたいと思うのですが、抜本的な揚水処理になりますと、水処理施

設自体ももう一回大きなものをつくりなおさないといけないということで、後1年で出来ないのも、既存の水処理施設を使つての揚水処理というものを、この中でやっていきたいと思つております。

住民：既存の水処理施設というのは、なんかもう旧式でちやちなもんやなという評価をいただいていると皆が言うてはるわけですよ。ですからあれをそのまま使うだけではちょっと能力不足ではないかなと。

室長：既存のやつは、あるものをなんとか使つて浸透水を汲みあげて、なんとかちょっと1年でも2年でも早く水を汲み上げてきれいになりたいなということです。後、今の1次調査で、バリア井戸なり、あるいはちょっと囲いするとか、そういうことにつきましては、1年ではとても無理というところがありますので、ここの今のところを選んだ理由の1つとしては、非常に浅い所にあると、だから水の中に浸かってない浅いところを取るといふところがございます。で、まだその掘つたらですね、水、雨が入る可能性もありますんで、シートをかぶせて、雨が入らんように対策しながら、なんとかその影響のないような対策をしたいなということがございます。深いところ、水に浸かってないところというようなことになりますので、そのためにも、今ここがちょうど先にやるのに適当なのかなと。2次につきましては、そんなこと言うてられないので、その辺はきちっとした、どういう下流対策をするか、ちょっとまだこれから皆さんとお話し合いさせてもらわないけませんけど、やってから、きちっと。それをせずともよいところを今選ばせていただいたと。それも雨が入らんようにシートをかぶせて、シートをめくりながら、それで雨が入らんようにしていこうと。こういうような考慮を、ここの今、今日配らせていただいた有害物質汚染拡散防止対策をいろいろ考えもつてやりながら、深いところでないところで掘らせていただきたいなと、こういうふうにご存じます。

住民：すみません、ちょっともう時間がないんで。先ほどの問題ですけども、全然お答えいただいてなくて、時間がないからとこういう資料だけいただいて、これは現実には相当な薬品量を使うんで、非現実的だということをご理解してくれと、そういうご要望ですか？それが私の質問にはまったく関係のない、関係無いと言つたら失礼なんですけども、そうじゃなくて、私は公定法に問題がいろいろあると、専門家もご指摘されて、これやっぱり委員会\*\*\*でも議題として取り上げられていたはずでございます。しかし、今回の県の有害物の定義は公定法しかない。だからそれをどう補うのかと、その問題のある公定法の不足部分ですかね、それをどのように補うのかと、そういうことを質問しているわけでございますね。だから、この方法が直にとれないのであれば、じゃあどうするのか、ということをご対策を考えていただかないと、公定法だけで基準をどうのこうの、有害物の定義を決めてしまわれることには我々は同意できない。こういうことをはっきり申し上げておるわけです。

もう一つですね、時間があるので、これは大したことありませんけれども、ドラム缶の中は液状であれば掘削除去するというようなことがありますけど、液状だけでよろしいんですか？あるいは固体でもですね、非常によく溶けるような劇物、薬剤薬品っていい

ますかね、そんなものも必要があるんじゃないかと。現実の前に掘削をして、ドラム缶が少し出た時にですね、中にもものすごく水によく溶ける真っ白の薬品があったんです。強烈な刺激臭がして。分析しなかったのによくわからなかったですけどね。例えばそういうものもある。何も液状に拘らなくてもいいんじゃないかなと、まあ大したことじゃないですけど、それだけです。以上です。

住民：すみません、何回も。この間ですね、1次調査に、1次対策工に変更して、2次調査を行う。そういうことが具体的に示されたものをいただいたわけですが、これも、これはですね、この前のボーリング調査、1次調査で、ボーリングをされたというところは、表層ガス調査の濃度の高いところをボーリングをやれと、そういうことですね。ところが、ガスが出てのにガスの本体が検出されない、そういう位置がございしますが、今度ですね、これを30mメッシュを10mメッシュにしてやるとおっしゃるんですが、1次調査のガスが高濃度で出て、その原因物が見つからない、それはどういうふうにされるんですか？ここで私思い出したんですが、この22年度6月20日にですね、見解書というのを県と交わしてるんです。その中の、4のところ、ちょっと読みあげますけれども、ただし、今回計画されているボーリングによる調査等には、基本的な限界があり、環境汚染の元凶となっている有害物を発見できないおそれもある。そこで有害物除去の際には、ボーリング調査の結果だけを根拠とするのではなく、元従業員の不法投棄証言及びこれまで得られたデータを重要な根拠として、掘削除去を行うものとする。こういう見解書を交わしてるわけですが、その辺、この見解書の内容をどこまで適用してやっていただけるのか、この点をちょっとお尋ねしたいと思います。

住民：もう時間がないから、この際意見だけを全部聞いて、それをまとめて答えてもらった方がいいと思うんだわ。●●さんさっき手を挙げたから、●●さん。

住民：いや、私のは長々となるんで、もう話だけさせてもらいます。よろしい？前回の委員会の時に、私、ガス等と鉛含有の点について、委員会の方に向かって話したんですけど、内容は県に対してなんですけど、要は、根拠となる資料なんですね、今日ちょっとこれ配布させてもらいましたけど、施行規則、土壤汚染対策法の施行規則というものを基に話してるわけです。これは、県と住民が進めてきた、今までずっと進めてきた基本的な1つの方法なんです。というのは、鉛を含有で調べてあそこは封じ込めました。それも、封じ込めという方法もあります。県が19年度に挙げてきたのが原位置浄化措置、これもここに載ってます。我々は掘削除去措置をしてくださいということでずっと訴えてきています。ここは安定型処分場なので、廃掃法の管理基準、管理基準とか排出基準を基本的に挙げますという、これをもって見ていきますというのを県に聞いてます。それからその後、有害物を探しに行くには、この施行規則に基づいてやっていきますというような流れで来てます。ぜひその中で、あれだけのガスが出て特定も出来ました。それをどうするのか。県が言われるように出来る限り除去しますというんであったら、そのまま放置しては困る、出してほしい、という思いをこの場で伝えました。また、鉛

についても、底質調査やから参考だというので止めるんでなくて、それをいかに出すかということも考えてほしい。そういうものをやることの話合いを、時間もってさせていただきたいと思います。それと、委員会、一番最後にもう一つお願いした上流側に井戸を設けてください、っていうのは言いました。で、委員さんもそれはいいでしょうと、県もやりますという話になってますが、未だに手もつけません。どうなってるのか、ということ。それは今返事いただかなくても結構ですが。

住民：文章で出しませんか、たくさんあるんです。文書で出してね、県に文書で答えてもらう

住民：2時間くらいの話で出来るもんじゃない。

住民：とても無理ですよ。本当にね、\*\*\*ある。

住民：まだまだあります。

住民：多すぎて。

室長：すみません、時間がないところでちょっとだけ時間いただきまして、水処理施設の関係でございますが、下水道接続が完了しまして、その運転を9月の下旬からやっていくということになりました。今まで下の3つの井戸、No.1,2,3 あそこのpHの調査を月に1回やとったわけですけど、今度、投入する原水を毎日測るということになりましたので、毎月1回のpH調査はちょっとやめて、そちらの方へ移行していくことをさせていただきます。毎日運転する時には原水を測るということです。そちらの方へ移行して・・・

住民：原水ってABCの混合とか、

室長：ABCの混合ですね。

管理監：すみません、いろいろ・・・

住民：ちょっとすみません、それは、合意、一方的に言われても、ちょっと検討させてください。話合いをして進めましょうという約束事になってますから。

住民：岡治さん、ここの段取りちょっと、つまりね、ボールはこっちにきているのか、まだそちらにあるのかわからないんですけど、1次対策やる前には、住民との合意書を交わさないといけないので、その合意書の検討を僕らもう始めていい段階なのか、もう一回そのそちらの方で今日出てきた意見を踏まえて返答した上で僕らとの協議に入るのか、それがよくわからない。

管理監：すみません、あの、本日ですね、最初にだいが説明もさせていただいて、また時間がここはちょっと厳しいということを知っておりまして、その関係で、誠に申し訳ないんですけど終わらせていただくかたちになるんですが、今いろいろお聞きしましたので、次回は話合いの当初から、今いろいろお聞きしたものについて県の答えをどんどん言いながら進めるというかたちでさせていただきたいということで、またもう一回このような場を持ちたいと思いますので、その時には今ご質問出させていただきましたものについて、ちゃんと整理をして、お答えしながら意見交換させていただくという場をまず持たせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

住民：その前に文書で出させてください。それに対して文書で答えてください。たくさんあります。

司会：それでは、ちょっと時間になりましたので、話が途中の部分もごさいますけれども、本日の話し合いを終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

管理監：また次回の日程調整させていただいて、また連絡させていただきますので。

以上